

(4) 修学資金の返還

退学又は、修学資金の貸金の貸与を辞退した場合、貸与契約を解除された日の属する月の翌日から起算して6ヵ月を経過した後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は、半年賦の均等払方式により返還する。

(5) 修学資金の返還債務の免除

修学資金の貸与を受けた者が、高等学校の定時制課程又は、通信制課程を卒業したとき又は、これと同等の理由があるものと認められるときは、修学資金の債務を免除する。

(6) 昭和56年度貸与状況

| 学年別 | 定時制 | 通信制 | 計 |
|------|-----|-----|-----|
| 1 年生 | 127 | 10 | 137 |
| 2 年生 | 149 | 19 | 168 |
| 3 年生 | 159 | 9 | 168 |
| 4 年生 | 105 | 0 | 105 |
| 計 | 540 | 38 | 578 |

3 日本育英会奨学制度

本会は政府からの借入金を主体として、これに返還金、育英寄附金等を加えて運営している国家的育英機関である。各県の教育委員会内に支部があり、県内の中学校、高等学校を対象に奨学生の採用、補導、奨学金の貸与、返還等の各事務を行っている。

(1) 奨学生

奨学生は、高等学校、高等専門学校、大学および大学院に在学する生徒・学生ならびに表1に該当する者で、在学校の校長、学長より推薦された者から採用する。

(2) 奨学生の採用

別表1のうち県支部が取り扱うのは、高等学校の一般及び特別貸与奨学生の在学採用、ならびに高等学校・高等専門学校特別貸与奨学生、大学および教育特別奨学生の予約採用である。

① 高等学校奨学生（在学採用）

(ア) 奨学生の種別

高等学校奨学生には、一般貸与奨学生と特別貸与奨学生とがある。

採用は、ともに高等学校に在学する生徒で、学業、人物ともにすぐれながら、経済的理由によって修学が困難と認められる者で、学校長から推薦された者について、支部選考委員会の議を経て採用される。

募集は、4月と9月の年2回。

奨学金月額（別表1参照）

採用人員（別表2参照）

(イ) 特別貸与奨学金の増額

特別貸与奨学生のうち、自宅から通学可能な地域に高等学校がないため、自宅外通学をしている者、および孤児・里子については、審査のうえ、増額の条件に合致すれば、月額5,000円が増額される。

② 高等学校・高等専門学校特別貸与奨学生（予約採用）

中学校第3学年に在学する生徒で、学業、人物ともに優秀で進学を希望するが、経済的理由により進学を断念することのないよう、進学前に奨学生の予約採用を行い、高校・高専へ進学後ただちに本採用となる。

採用は、中学校長の推薦により面接のうえ、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学金月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

③ 大学特別奨学生（予約採用）

高等学校最高学年に在学、または卒業後1年以内の者で、優秀な資質を有するが、経済的理由により修学が困難な者に対し、進学前に奨学生の予約採用を行い、大学へ進学後ただちに本採用となる。

採用は、高等学校長の推薦により面接のうえ、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学金月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

④ 教育特別奨学生（予約採用）

義務教育教員の資質向上に資するため、将来優秀な教員としての資質を有する学生を、国立大学の教員養成学部へ誘致することを目的とする制度。

対象は前記③と同様であるが、面接は行わず、高等学校長の推薦により、支部選考委員会の議を経て予約採用される。

募集は、年1回で4月。

奨学金月額（別表1参照）

採用人員（別表3参照）

Ⓔ この適用を受ける私立大学に、文教大学、聖徳学園岐阜教育大学、常葉学園大学がある。

(3) 奨学金の交付

奨学金は、毎月1回、直接本会より奨学生個人の銀行預金口座に振込まれる。

(4) 奨学金の返還

① 奨学金の返還は、卒業の6ヵ月後から20年以内の年賦による。

返還は、貸与総額に対応する返還年賦額により行う。利子はつかないが、返還がどこおった年賦額については、6ヵ月毎に5%の延滞金が課せられる。

② 卒業後、上級学校に進学したとき、災害、病気または経済的理由等により返還が困難になった場合は、願い出によって一定期間返還が猶予される。

(5) 奨学金の返還免除

① 特別貸与による奨学金の返還免除

特別貸与による奨学金は、一般貸与に相当する額を、所定の期限までにとどこおりなく返還すれば、残額は返還が免除される。

② 死亡・心身障害による返還免除

本人が死亡または不具、廃疾等により返還能力を失ったときは、願い出により返還が免除される。

③ 教育職就職による返還免除